

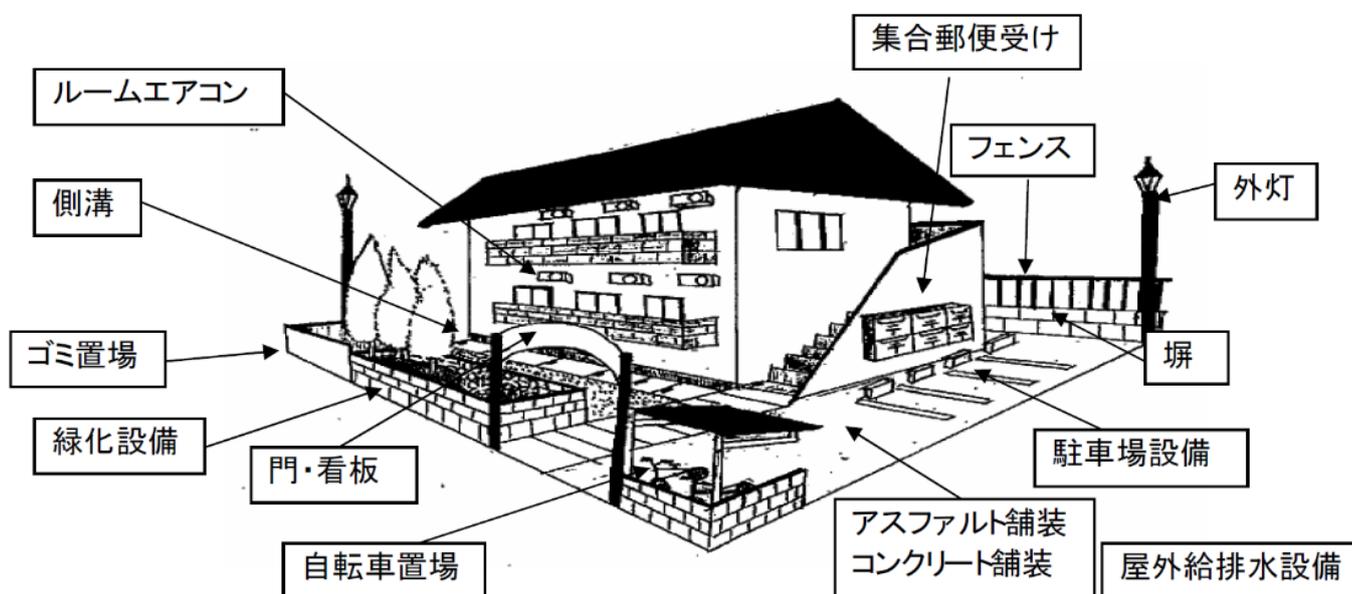
アパートを建てられた方へ

事業用資産は固定資産税（償却資産）の申告が必要です。

賃貸用のアパートや駐車場を所有されている方は、土地・家屋の固定資産税とは別に、償却資産について固定資産税がかかります。

下記に例示している資産は、事業用資産となりますので申告をお願いします。

※建物は家屋として別途課税されますので、償却資産の申告対象外となります。



資産の種類	主なもの
構築物 建物附属設備	外構工事（駐車場舗装、門、塀、側溝、緑化施設（植木等）、ネットフェンス、自転車置場 など）、受変電設備、屋外給排水 など
工具・器具及び備品	ルームエアコン、集合郵便受け、宅配ボックス など

※上記は一例ですので、これ以外にも対象となることがあります。

※テナントの方が賃借している家屋に取り付けた内装、造作、建築設備は、特定附帯設備としてテナントの方に固定資産税がかかります。